

過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例(平成23年ニセコ町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「10人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。